平成２８年（フ）第１２０８号
札幌市豊平区平岸４条16丁目１番15号　ハイデンス平岸416―105号
債務者　川野　耕平
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２６号
札幌市白石区本郷通８丁目北８番16号　グランヴィレッジ205号
債務者　藤田　　嘉
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２４０号
札幌市北区北39条西３丁目３番１―106号
債務者　中村　孝紀
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５４号
札幌市白石区南郷通15丁目南７番８―203号
債務者　大村ゆかり
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５８号
北海道恵庭市黄金南２丁目19番地１
債務者　松谷　恵美
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２６６号
札幌市豊平区平岸７条14丁目２番１―108号
債務者　齋藤　千秋
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２６８号
札幌市豊平区美園８条１丁目２番24―101号
債務者　木村　　彩（旧姓米谷）
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２７６号
札幌市北区太平２条４丁目５―10、住民票上の住所札幌市東区北47条東10丁目４番23号
債務者　中村　充伸
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８２号
札幌市豊平区美園７条３丁目１番22号　第２ハイツオオタニ302号
債務者　木村　　至
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２９７号
札幌市豊平区西岡３条１丁目５番５―504号
債務者　遠藤　利春
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３０１号
札幌市豊平区月寒東３条３丁目３番10号
債務者　福島　和敏
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３０４号
札幌市中央区南14条西６丁目１番10号　パークゾーン203号
債務者　松宮　朋子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３０８号
札幌市白石区菊水９条３丁目１番15―501号
債務者　井下紳太郎
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３１２号
札幌市豊平区平岸３条13丁目２番23号　サンホームズＢ－５号
債務者　谷内　克実
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３１６号
札幌市東区東苗穂１条３丁目３番１―402号
債務者　汐谷恵美子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３２４号
札幌市中央区南９条西９丁目１番26―302号
債務者　高橋　麻衣
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８号
北海道滝川市本町５丁目４番23号　アサヒハイツ102号室、申立時の住所北海道滝川市北滝の川1180番地15
債務者　友田　浩之
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
埼玉県狭山市大字青柳124番地の15
債務者　宮寺　康浩
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部